

第 374 回(令和8年 2 月)定例会

座長提案決議案

番号	件 名	提出
決1	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議	座長

会派提案意見書案

番号	件 名	提出
意1	クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物に対する防除対策の強化を求める意見書	自民
意2	道路等社会インフラの老朽化対策の更なる拡充・強化を求める意見書	自民
意3	令和8年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬の見直しに関する意見書	維新
意4	播磨灘における養殖マガキの大量へい死対策の強化を求める意見書	維新
意5	高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書	公明
意6	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書	公明
意7	警察職員に対する不当な攻撃から組織を守るための対策強化を求める意見書	県民

決議 第 号

(座長提案)

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発
を推進する決議

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、世代を超えて関心を継続し、確かな理解を広げていくことが不可欠である。

特に、将来を担う若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく、今なお続く国家主権の侵害であり、深刻な人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要である。

令和5年4月、拉致問題担当大臣と文部科学大臣は、各都道府県教育委員会等に対して文書を発出し、学校における人権教育の場で北朝鮮による拉致問題を扱う際には、これまで以上に関連する映像作品等を活用するよう依頼した。

この通知を踏まえ、学校等でのアニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」、こども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」等の効果的な活用とともに、本県出身の拉致被害者等を題材とした県独自の映像資料等を積極的に活用し、拉致問題に対する県民の理解を深めるための啓発を更に強化することが重要である。また、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加促進などを通じ、次世代を担う若者が拉致問題について主体的に学び、理解を深める機会を一層広げていく必要がある。

本県関係者では、有本恵子さん、田中実さんの2名が拉致被害者として認定されている。さらに、拉致の可能性を排除できない行方不明者が本県には36名も存在しており、これらの課題を抱える本県にとって、拉致問題の啓発は極めて重い責務である。

兵庫県議会では、超党派の議員による「兵庫県議会拉致問題解決議員連盟」の活動等を通じ、拉致問題に関する啓発に継続して取り組んできたところである。

今後は、将来を担う若い世代への啓発を一層重視するとともに、県民各層に対して幅広く理解が深まるよう、更なる取組の推進を図る。

以上、決議する。

令和8年3月 日

兵庫県議会

クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物に対する防除対策の強化を求める意見書

近年、特定外来生物の被害が全国各地で確認され、その影響が深刻化している。特にクビアカツヤカミキリは日本の花として国民に親しまれているサクラやウメ、モモなどのバラ科樹木に害を加え、観光産業や農業、倒木による人身被害等多岐にわたる影響が懸念されている。

特定外来生物の被害の抑制、根絶を図るためには、新たな被害発生地を早期に発見し、効果的かつ効率的な防除を長期間継続して実施することが不可欠であるが、その対策に多大な費用と労力が必要なため防除実施者の財政負担が大きい。さらに、特定外来生物の多くは繁殖・再生力が強いことから、早期に集中的に対策を実施する必要がある。

また、被害発生地から遠く離れた地域においても物流等の人為的な移動により侵入・拡散する危険性を有しているため、地方公共団体が単独で対応するには限界があるものの、発生初期段階において広域的な対策を講じなければ、被害の早期封じ込めは極めて困難である。

しかしながら、水際対策や広域的な防除には、地域住民等の協力に加え、専門的知識や人材、継続的な財政負担が必要であり、抜本的な防除体系も確立されていない。

よって、国においては、特定外来生物の被害の深刻化及び分布拡大状況を踏まえ、更なる被害を防ぐため、次の事項について早急に対応されるよう強く要望する。

記

- 1 クビアカツヤカミキリによるサクラ等への被害等、特定外来生物の被害拡大を我が国の自然環境及び文化的景観を脅かす重大な課題として位置づけ、関係省庁が連携した実効性の高い防除対策を講じること。
- 2 地方公共団体等が実施する調査、防除等に要する経費について、十分な財源を継続的に確保するとともに、県域を越えて被害が拡大している特定外来生物については、広域防除体制への支援や緊急的な拡散防止対策への支援を強化すること。
- 3 農業経営等において防除対策に必要な予算を十分に確保すること。
- 4 特定外来生物に対する正しい知識の普及啓発と効果的・効率的な防除方法の研究・開発を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

道路等社会インフラの老朽化対策の更なる拡充・強化を求める意見書

道路等の社会インフラは、人流・物流の円滑化や活性化によって日常生活や経済活動を支えるとともに、激甚化・頻発化する自然災害からの迅速な復旧・復興を図る上で大変重要なものである。一方、その多くが高度成長期以降に整備され、今後急速な老朽化の進行が見込まれる中、予防保全への転換に向けた老朽化対策が急務となっている。

また、経年劣化が著しい道路の舗装、標識、区画線等についても、地域の交通安全対策を図るうえで、適切な維持管理・更新の必要性が極めて高い。加えて、今後期待される自動運転技術の実用化には、区画線を一定の水準で維持管理することが求められる。

しかしながら、老朽化する道路等社会インフラの維持管理・更新等に要する費用は資材費や人件費の上昇等により大きく増加しており、それを支える技術者の不足も深刻な問題となっている。さらに、急激な物価高騰に対し適切に国庫補助額等の見直しを行わなければ、地方公共団体にとって実質的な財政負担が増大し、計画的なインフラ整備の支障となることが懸念される。

よって、国におかれては、道路等社会インフラの老朽化対策を確実に推進するため、下記事項に取り組みられることを強く要望する。

記

- 1 老朽化する道路等社会インフラの維持管理・更新を計画的に行うため、物価高騰の影響や賃金の状況を機動的・弾力的に反映し、必要な予算・財源を確保すること。
- 2 道路の舗装、標識、区画線等について、要修繕箇所の早期対策に加え、定期点検・小規模修繕等の補助・交付金対象を拡大させること。
- 3 新技術の開発・活用による道路等社会インフラの長寿命化や技術者の育成、地域インフラ群再生戦略マネジメントの普及拡大等、持続可能かつ効率的なインフラメンテナンスをより一層推進すること。
- 4 国庫補助事業等に係る地方公共団体の実質的な負担軽減を図るため、補助率の引上げや地方負担分に対する十分な地方財政措置を講ずるなど、財政力に応じた柔軟な制度運用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

令和 8 年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬の見直しに関する意見書

令和 7 年 12 月 16 日に開催された国の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、障害福祉サービス等に係る予算額の急増の抑制のため、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げなど、令和 8 年度に臨時応急的な見直しを実施する案が示された。

しかしながら、事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、令和 9 年度報酬改定時に見直しが行われるべきものである。

また、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げについては、事実上の参入規制であり、地域におけるサービスの充足状況に差がある中、全国一律に行う必要があるかは疑問である。また、報酬の引下げが実施された場合、新規事業所のサービスの質の低下が懸念される。

以上のことから下記の対応を求める。

記

- 1 令和 8 年度の臨時応急的な報酬の見直しに当たっては、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズも勘案し、新規事業所への全国一律の報酬引下げを行わないこと。
- 2 障害福祉サービス等に係る予算額の急増の抑止の必要性は理解できるものの、それを新規事業所の参入規制で対応することは疑問である。既存の事業所も対象に、サービスの質を客観的な指標で「見える化」し、基本報酬を定めるべきで「量でなく質」による対応を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

播磨灘における養殖マガキの大量へい死対策の強化を求める意見書

兵庫県のマガキ養殖は、令和6年の生産量が約8,500トンと全国第4位であり、播磨灘地域は良質のマガキを全国に供給する重要な産地となっている。

しかしながら、本年は秋以降から養殖マガキのへい死が各地で確認されるようになり、例年であれば本格的な出荷時期に入る11月中旬時点において、養殖海域のほぼ全地区で概ね8割の養殖マガキがへい死していることが判明した。

この対策のため令和7年12月11日に国は政策パッケージを公表されたところであるが、後継者が育ち、地域の発展につながり、明るい将来の見通しを生産者に示せるよう下記の更なる支援策を求める。

記

- 1 生産者への補助金の補助率の引き上げ
大量へい死により事業継続が困難になっている生産者に対する国の直接補助の補助率（2分の1）を更に引き上げること。
- 2 事業継続のための共済掛金の支援
大量へい死により収入が激減している生産者に対し、事業継続が可能となるよう、共済掛金の国庫補助率の引き上げなど財政的支援を講じること。
- 3 養殖マガキの大量へい死メカニズムのきめ細やかな解明
本県のみならず、瀬戸内海全域で広域的に過去に例のない深刻な被害が見られることから、国において早急にプロジェクト研究として予算を確保し、各地域ごとにきめ細やかな大量へい死メカニズムの解明に取り組むこと。
- 4 新たな養殖技術の確立や漁業者の取組支援
海水温上昇などの環境変動に対応した新たな養殖技術の確立に向けた研究・支援体制の構築を行うとともに、環境変動に対応した技術や施設・設備の導入等生産者の取組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

高病原性鳥インフルエンザは、令和7年10月に今シーズンの国内1例目が北海道で確認されて以来、全国各地で発生している。

本県においても、令和7年12月と令和8年1月に発生し、家畜防疫員をはじめとする関係職員の長期間にわたる動員、殺処分等の防疫措置の実施、移動制限区域の設定などの対応を行った結果、養鶏農家における精神的・経済的負担はもとより、防疫対応に従事する人員の確保や、通常業務との両立など、現場の負担は極めて大きいものとなっている。

また、発生農家のみならず、制限区域内の事業者や関連産業にも影響が及び、地域経済全体に深刻な影響を与えている。本伝染病への対応にあたっては、発生初動における迅速かつ大規模な防疫措置が不可欠であるが、現行制度の下では、国による財政措置、殺処分等の防疫作業に従事する人員の確保、養鶏事業者や関連事業者に対する支援のあり方などについて、なお多くの課題が存在しており、全国知事会においても、令和7年7月、国に対し、防疫体制の強化や支援制度の拡充を求める緊急要請を行っている。

よって、国におかれては、次の事項について早急に対応されるよう、強く要望する。

記

- 1 焼埋却経費や民間人の防疫作業従事費用の国による財政措置を拡充するとともに、自治体職員の人件費、民間倉庫等を活用した資材の保管、供給体制の強化など、まん延防止対策に要する経費について財政支援を行うこと。
- 2 自衛隊の支援については、迅速な防疫措置の実施において必要であるため、派遣要請への協力について引き続き理解を求めること。
- 3 移動制限により新たな鶏を導入できない養鶏事業者や発生農場と取引のある食鳥処理業者などの関連事業者に対して、経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあるなか、令和7年4月からの国家公務員の地域手当改正を受け、保育所等の公定価格については見直しを実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた。

一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされた。この見直しで引下げとなった地方公共団体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方公共団体に対して、丁寧な議論の上、必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

警察職員に対する不当な攻撃から組織を守るための対策強化を求める意見書

近年、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは社会的な課題となっているが、国民の生命・身体・財産を守る最前線に立つ警察職員においては、その被害はより深刻である。職務執行に際して、執拗な抗議や暴言のみならず、脅迫や威嚇等の不当な要求を受ける事例が後を絶たず、精神的負担による休職や離職、ひいてはなり手不足の深刻化が懸念されている。

しかしながら、警察庁は令和6年8月26日付の事務連絡「苦情・相談等の対応の在り方を検討するに当たっての留意事項について」において、警察業務の特殊性を理由に、「カスタマーハラスメントという文言を用いたり（中略）することは、国民に無用な誤解を与えるおそれもあるため、慎重を期すること」との見解を示した。

公務の公正・中立な執行が求められることは論をまたないが、職員に対する人格攻撃や、業務を著しく阻害する不当要求までもが「警察業務の特殊性」の名の下に許容されるべきではない。当該通知のような消極的な姿勢は、現場で対応にあたる警察職員を過度に萎縮させ、悪質な加害者に対する毅然とした対応を妨げる要因となりかねない。

何より懸念すべきは、現場の警察官が苦情を恐れるあまり、本来なすべき法執行や職務遂行を躊躇してしまうことである。現場の萎縮による警察力の弱体化や、疲弊した優秀な人材の流出は、結果として地域の治安機能を低下させ、善良な国民全体の安全・安心を脅かす事態につながるものであり、断じて看過できない。

よって、国におかれては、治安の維持と警察職員の安全・健康を確保するため、下記事項を早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 警察職員に対する悪質な言動や不当要求は、単なるハラスメントの範疇を超え、脅迫、強要、業務妨害等の刑法上の違法行為に該当し得るものであることを改めて明確にし、躊躇なく法的措置を講ずるなど、組織として厳正に対処する方針を徹底すること。
- 2 悪質なクレーム等から警察職員を守るため、録音・録画機材の活用や、組織的な対応体制の構築など、実効性のある対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。